

控訴審第13回裁判のご報告

令和5年6月21日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★控訴審最終準備書面[第1分冊](序論・責任論), [第2分冊](損害論)

○概要

これまでの一審原告らの主張をまとめたものです。

別紙の目次(※第2分冊の損害各論は、目次を割愛します)をご確認ください。

★提出した主な証拠

東電株主代表訴訟で提出された捜査報告書(検察官の職務を行う指定弁護士作成及び東京地検検察官作成), 川原修司氏の供述調書(東京地検検察官作成)

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★1審被告東京電力共通準備書面(11)(中間指針第五次追補の策定を踏まえた損害論に関する主張の整理)

○概要

① 原子力損害賠償紛争審査会は、令和4年12月20日、中間指針第五次追補を策定・公表した。これを受けて、東電は、中間指針五次追補を踏まえた裁判外での直接請求手続を通じた賠償を行う方針であり、令和5年1月31日、「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」を公表した。

その内容は、中間指針第五次追補の指針の内容に即したものとなっているが、同追補の目安額を超える金額を認めたもの及び同指針に記載がない中で自主賠償基準として賠償を行うものである。

裁判外での精神的損害等の賠償額は、以下のとおりである。

ア 旧緊急時避難準備区域

1人230万円。

内訳は、日常生活阻害慰謝料180万円(変更なし), 生活基盤変容慰謝料50万円(追加)。

イ 自主的等避難等対象区域

㊦ 子供及び妊婦以外の者

1人20万円。

内訳は、自主的避難等に係る損害20万円(増額改定)。

㊧ 子供及び妊婦

1人72万円(変更なし)。

ウ 避難指示等対象区域内の住民が平成23年4月23日から同年12月31日までの間に避難等対象区域内又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在した期間の自主的避難等に係る損害

㊦ 子供及び妊婦以外の者

1人20万円(指針上は10万円であるが、自主的に10万円を上乗せして賠償)。

① 子供及び妊婦

1人48万円(変更なし)。

- ② 審査会において、内田貴会長は、精神的損害につき、「必ずしも生じている損害の中で最低の部分をとっているというわけではなく、共通して生じている損害を合理的に算定すればどうなるのかというところの基準を示そうとしたものであると理解している」と発言していた。

上記発言を踏まえると、「最低限」の賠償水準を定めた指針ではなく、中間指針第五次追補による改定後の指針に基づいて東電が裁判外で賠償することとなる精神的損害の賠償額は、被害者の損害全体を填補するに足る水準にある。

- ③ 一審原告らの個別事情に基づいて検討しても、一審原告らの損害は、精神的損害の賠償額を単独で見ても、これを上回る被害を基礎付ける個別の事情が認められない限り、中間指針第五次追補に基づく追加賠償を含めた精神的損害等の賠償水準を超えるものではないと考える。

中間指針第五次追補の策定の経過・趣旨・その賠償水準からしても、一審原告らの個別の被害事情に基づいてこれが増額されることはあり得るとしても、個々の認定を捨象して、避難指示区分等ごとに一律に上記賠償水準を超える精神的損害の認定がなされることは相当ではない。

★1審被告東京電力共通準備書面(12)(支払実績表に関する補足説明)

○概要

- ① 東電が裁判所へ提出した一審原告らに対する既払額(弁済の抗弁額)及びその内訳を明らかにした支払実績表において、一審原告らごとの「精神的損害」の賠償額が記載されている。この記載は、自主的避難等対象者である当該一審原告らに対する裁判外の直接請求手続における賠償金の支払名目に基づいている。
- ② 上記支払実績表の記載により、裁判外で支払った賠償金のうち、いかなる金額が「精神的損害」の名目で支払われたかを取り立てて主張することを意図するものではない。精神的損害及び財産的損害に対する賠償がなされることにより、特段の個別事情がない限りは、本件事故による(世帯全体に対する)損害を填補するに足る弁済がなされている。世帯全体に対する総賠償額による損害填補に着目してご判断いただきたい。

★1審被告東京電力最終準備書面

○概要

- ① 精神的損害に対する慰謝料は、各自の個別事情に基づいて算定されなければならない。一審原告の個別事情を踏まえれば、いずれの一審原告も各自に生じた精神的損害が個別事情に基づいて十分に立証されておらず、その損害は東電の自主賠償基準によって十分に填補されている。

中間指針等の機能・位置付け等から、個別事情に基づく損害の主張・立証がなされない限り、中間指針等(第五次追補を含む)を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきではない。

- ② 弁済の抗弁について、本件事故による損害に対する賠償金として支払済みの賠償金の全額が認定額に充当される必要がある。また、世帯内融通が認められ

るべきであり、少なくとも過大な賠償については認定額からの控除が認められるべきである。

★その他提出した書面

1 審被告東京電力個別準備書面

★提出した主な証拠

東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)、原子力損害賠償紛争審査会議事録、一審原告に対する支払実績表、令和5年3月14日福島地裁判決

(3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

★第19準備書面

○概要

- ① 一審原告らは、「原審では、防潮堤等による対策のみでは不十分であったと判断した蓋然性があると明確に認定している。しかし、令和4年最高裁判決は、防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるということとはできない、と認定している。」と、民訴法321条に違反した事実認定を行っている」と主張する。

しかし、原判決が適法に確定した事実の法的評価ないし原判決が確定した事実を基礎とする法律判断については、上告審を拘束することはない。

千葉控訴審判決が前記「蓋然性がある」との判示を導くにあたり検討した事実と、令和4年最高裁判決が前記「蓋然性があるということとはできない」との判示を導くにあたり検討した事実とは、同一であると解される。

各「蓋然性」は、いずれも事実に基づく規制権限行使の違法性の判断要素の1つである結果回避可能性の問題ないし規制権限不行使と結果発生との間の因果関係の問題の前提となる結果回避可能性措置を講ずる蓋然性についての法的評価(法律問題)である。

- ② 令和4年最高裁判決は、本件事故当時の科学的・専門的技術的知見に照らせば、ドライコンセプトが本件事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策として採用されていたことを前提に、防潮堤等の設置により敷地内への津波の浸入を防ぐことを前提とせず、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績があったことはうかがわれず、その指針となる知見が存在していたこともうかがわれないことから、東電らが防潮堤等の設置と併せて他の対策を検討した蓋然性は認められないという判断を示したものと解される。

一審原告らが指摘する事実(証拠)は、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見にあたるものではない。一審原告らが主張する単独の水密化措置であっても、一審被告東電らが、津波対策として、防潮堤等の設置に先立ち主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護することを検討した蓋然性があるとはいえない。

- ③ 東京電力株主代表訴訟の一審判決を引用する一審原告らの主張は、従前の主張の繰り返しに過ぎず、東京電力株主代表訴訟の一審判決との関係も明確でなく、同判決をもって国の責任を認める根拠とならない。

★第20準備書面

国は、国の主張に反しない程度で、東電が一審原告らに係る損害に関する主張を全て援用する。

※国は、今回、証拠を提出しておりません。

2 一審原告ご本人・弁護団員による意見陳述

3 今後の裁判の日程

判決言渡日 令和 年 月 日 時

以 上

控訴審最終準備書面〔第1分冊〕

（序論・責任論）

2023（令和5）年6月8日

東京高等裁判所第16民事部口係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 滝 沢 信
 同 内 藤 潤
 同 足 立 啓 輔
 外

序 4

第1章 責任論総論 5

第1 はじめに 5

第2 各争点の認められるべき結論 5

1 予見可能性 5

2 規制権限不行使の著しい不合理性 6

3 結果回避可能性、因果関係 7

4 一審被告東電の責任 8

第3 令和4年6月17日最高裁判決多数意見が克服されるべきこと 8

第2章 「長期評価」に基づく津波の予見可能性 9

第1 「長期評価」には地震学上の客観的かつ合理的根拠を有すること 9

1 「長期評価」の基本的性格と信頼性について 9

2 「長期評価」の津波地震の想定合理性を基礎付ける3つの判断について 13

3 「長期評価」の「津波地震の発生領域」の判断に地震学上の客観的かつ合理的根拠が認められること 15

4 「長期評価」に対する保安院の対応は著しく合理性を欠くこと 20

第2 長期評価に基づく津波の予見は十分可能であった 24

第3章 結果回避可能性 25

第1 結果回避可能性における原判決の誤り 25

1 原判決の判示 25

2 原判決の不当性 26

第2 事故当時想定された結果回避措置 26

1 原判決の審理不及び矛盾 27

2 本件事故以前から防潮堤の設置に併せて水密化等の対策が検討され実際に講じられてきたこと 28

3 国内において水密化対策の検討、実施が本件事故以前から既に行われていたこと 29

4 最高裁判決の不当性 40

5 まとめ 44

第3 一審原告らが主張する水密化対策が講じられていれば本件事故を防げた蓋然性が高いこと 45

1 本件津波による建屋の浸水状況 45

2 想定津波と本件津波には防護機能を失わせるほどの大きな差異はなく、想定津波を前提とした防護措置によって本件津波に対しても重大事故を回避することができたといえること 60

3 水密化対策は防潮堤設置に比べ早期かつ低額で施工できたこと 76

4 水密化対策の実効性（水密化対策により本件事故を防げた蓋然性が高いこと） 82

5 まとめ 87

第4章 一審被告東電の責任 88

第1 原賠法によって民法709条の適用が排除されるとした原判決の法令解釈の誤りについて 88

1 原判決の判断 88

2 原子力損害に基づく請求権は被害者の選択によるものであり、民法709条の適用を認める実益もあること 88

控訴審最終準備書面〔第2分冊〕

（損害論）

2023（令和5）年6月8日

東京高等裁判所第16民事部口係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 滝 沢 信
同 内 藤 潤
同 足 立 啓 輔
外

目次

第1章 損害総論 5
第1 原判決と控訴の概要、本訴訟における損害論の主張の整理 5
1 原判決の概要 5
2 控訴の概要 6
3 本訴訟における損害論の主張の整理 6
第2 低線量被曝の健康リスクについて 9
1 低線量被曝の知見を無視して「平穏生活権侵害」の判断はできないこと 9
2 低線量被曝による健康被害の特殊性 10
3 低線量被曝に関する国内基準及び帰還政策に対する国際的批判 11
4 原判決には低線量被曝に関する理由不備の違法がある 17
第3 リスク認知論について 18
1 主観面の考察が必要不可欠であること 18
2 リスク認知論について 19
3 リスク認知論の知見により一審原告らの抱く不安が一般人・通常人を基準として合理的なものであると結論づけられることはアンケート調査等による裏付けがあること 32
4 平成29年3月17日前橋地裁判決（以下、「前橋判決」という。）におけるリスク認知についての判断 36
5 平成30年3月16日東京地裁判決での判断 38
6 生業訴訟控訴審判決（仙台高判令和2年9月30日・甲イ29） 39
7 小括 40
第4 慰謝料について 41
1 原審の認定・判断 41
2 中間指針の位置付け—中間指針は賠償の限定を画するものではない— 42
終わりに 140

3 避難慰謝料額について 51
4 ふるさと喪失慰謝料 54
5 地域による慰謝料の区別の合理性 62
6 避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料が異なること 63
7 小括 65
第5 既払金の充当方法の誤りについて 65
1 世帯一括控除 65
2 精神的損害と財産的損害の区別 66
3 弁済合意があることについて 68
4 世帯内融通に関する主張が認められないこと 73
5 東電の主張に対する反論 76
6 小括 85
第2章 損害各論 86